

## 2. 名古屋議定書の概要

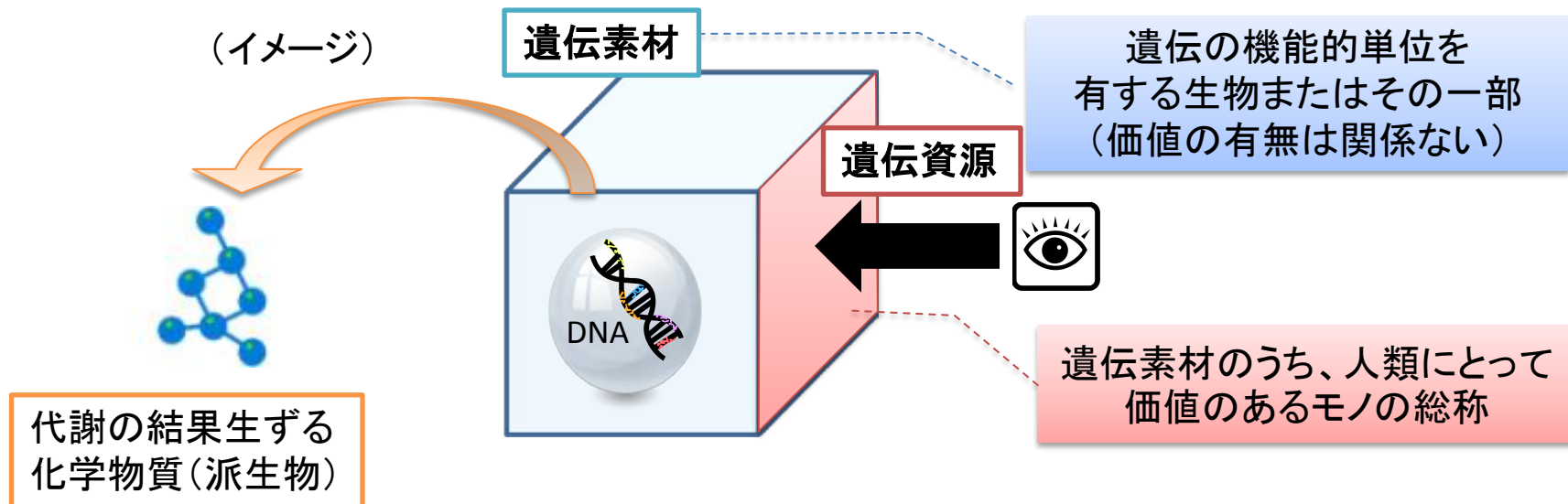
- **遺伝素材** = 「**遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物その他に由来する素材**」  
(生物多様性条約 第2条)

※ 「遺伝の機能的な単位」とは、遺伝子のこと。生物の全体、その一部、染色体などが「遺伝素材」に該当。  
遺伝子を含まない、代謝の結果生ずる化学物質は「遺伝素材」には含まれない。

- **遺伝資源** = 「**現実の又は潜在的な価値を有する遺伝素材**」 (生物多様性条約 第2条)

- **遺伝資源の利用** = 「遺伝資源の遺伝的又は生化学的な構成に関する研究及び開発を行うこと」  
(名古屋議定書 第2条(c))

※ 「食料として消費する」といった利用は研究開発ではないため、「遺伝資源の利用」には含まれない。

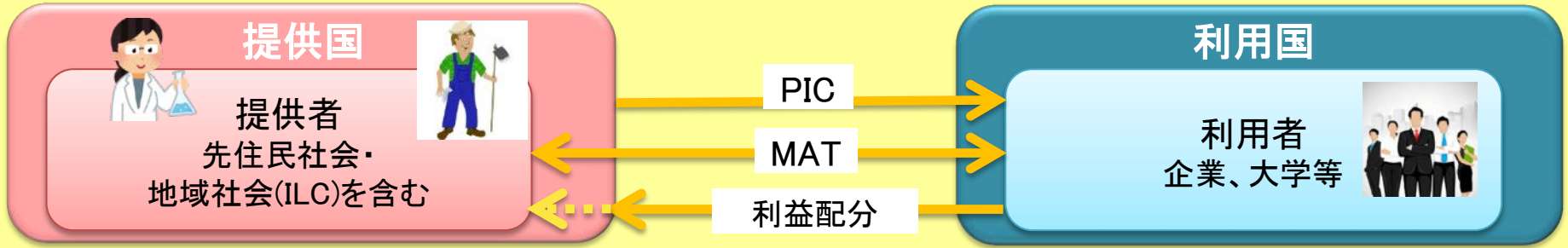


# 名古屋議定書のしくみ

## 2. 名古屋議定書の概要

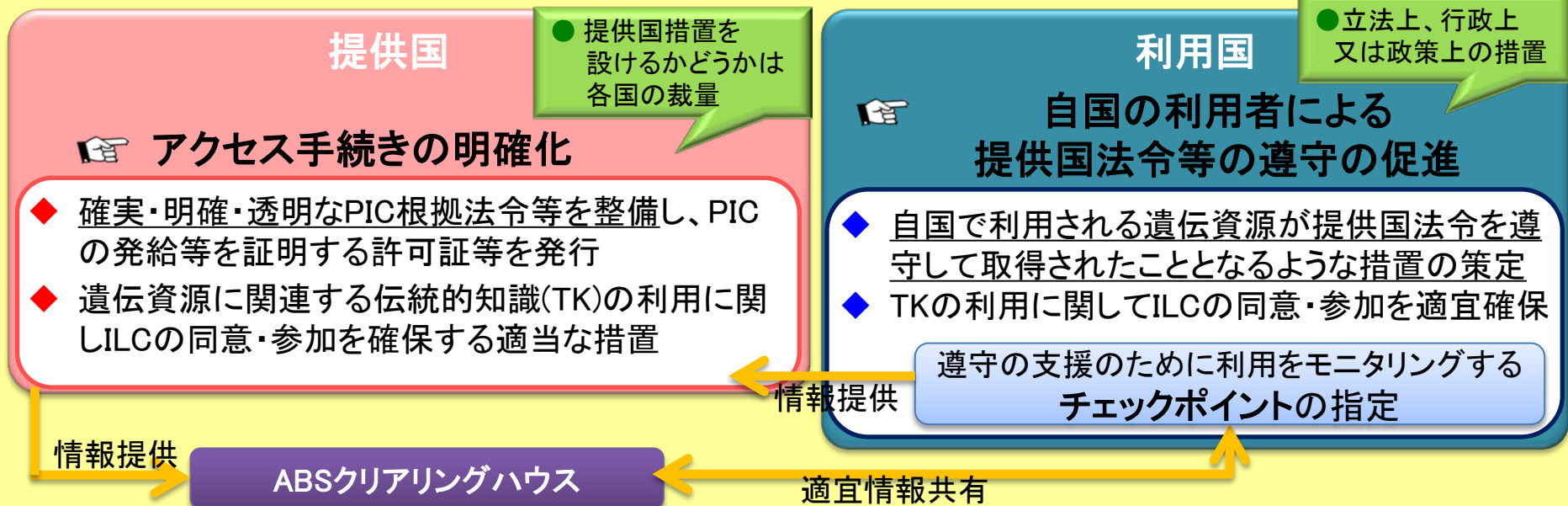
### 生物多様性条約

- 3番目の目的として遺伝資源の利用から生ずる利益の公正・衡平な配分を規定
- ABS(Access and Benefit Sharing)に関する基本的なルールを設定



### 名古屋議定書

- 条約で定められたルールの適正な実施を確保する措置を規定



→ 遺伝資源の利用から生ずる利益の公平な配分・これによる生物多様性の保全等への貢献

<https://absch.cbd.int/>

Convention on Biological Diversity

SIGN IN

**ABSCH** THE ACCESS AND BENEFIT

Home | About the ABSCH | Search | Submit

CBD

registered email address

password

Sign in to your account

Forgot password? Create an account

サインインすると、情報を登録することが可能  
※登録にはNational Focal Point(NFP)により登録された  
Publishing Authority(PA)若しくはPAに承認されたNational  
Authorized User(NAU)の権限が必要

アカウント登録の申請を行うと、  
my pageの取得が可能

※登録しなくても閲覧は可能

The screenshot shows the ABSCH website search page. At the top, there is a navigation bar with 'About the ABSCH', 'Search', 'Submit', and 'Country Profiles'. Below this is a search bar with a search icon. Underneath the search bar, there are filter options: 'National records', 'Reference records', 'SCBD records', 'Keywords', 'Country', 'Regions', 'Date', and 'Saved searches'. The 'National records' filter is highlighted with a red dashed box. Below the filters, there is a list of categories under 'National Records' and a 'Party Status' section.

Reference recordsには、各種ガイドライン、契約のひな形、優良事例等が掲載

国別、地域別、キーワード別検索も可能

National recordsから、連絡先や国内措置等の一覧を見ることができる

### ■ 議定書によって必要とされる情報（議定書第14条第2項）

- 取得の機会及び利益の配分に関する立法上、行政上及び政策上の措置
- 締約国の連絡先
  - 国内の中央連絡先 (National Focal Point; NFP) … 条約事務局との連絡窓口
  - 権限のある当局 (Competent National Authority(-ties)) … 国内措置に従って許可を出す
- 情報に基づく事前の同意を与えるとの決定及び相互に合意する条件の設定を証明するものとして取得の機会の提供の際に発給された許可証又はこれに相当するもの ⇒ ABS-CHに掲載されることで国際的な遵守の証明書 (IRCC) に



### ■ 入手可能であり、適当な場合には、追加的な情報（議定書第14条第3項）

- ILCについて権限を有する関係機関並びに当該機関が権限を有することの決定についての情報
- 契約の条項のひな型
- 遺伝資源について監視するために開発された方法及び手段
- 行動規範及び最良の実例



### ■ 利用国における利用の監視に係る情報（議定書第17条第1項 (a) (iii)）

- 確認のための機関が収集した遺伝資源の利用に関する情報について、関連する国内当局、提供国、及び適当な場合には、ABSクリアリングハウスに登録